

(参考)ため池管理保全法とため池工事特措法との違い

	ため池管理保全法	ため池工事特措法
法律の背景	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業用ため池について、権利関係が不明確かつ複雑化するとともに、高齢化等により管理組織の弱体化が進行し、<u>日常の管理が適正に行われない</u>おそれがあることが判明。 <p>⇒ 立法措置により、<u>所有者や管理者等の関係者が果たすべき責務を明らかにすること等</u>により、<u>適正な管理保全体制を整備することが必要</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業用ため池管理保全法の成立後、決壊時に周辺区域に被害を及ぼすおそれがある<u>防災重点農業用ため池</u>が約6万4千か所存在し、防災工事等を進めるには<u>地方公共団体の財政やマンパワーに限界がある</u>ことが判明。 <p>⇒ 立法措置により、<u>財政的な支援や技術的な援助を実施し、計画的・効率的に防災工事等を進める</u>ことが必要。</p>
法律の対象	<p><u>私人が所有する農業用ため池</u></p> <p>※ 国有的ため池は国有財産法で、地方公共団体所有のため池は地方自治法で適正な管理を担保しているため、これらは農業用ため池管理保全法の対象外。</p>	<p><u>国、地方公共団体及び私人が所有する防災重点農業用ため池</u></p>
法律の性格	<p><u>規制法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者に対する届出義務、所有者及び管理者に対する農業用ため池の適正管理の努力義務（第4条・第5条） <p><u>特定農業用ため池</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災工事を実行する際の計画の届出義務（第9条） ・ 都道府県知事に、所有者等に防災工事の実行を命ずる権限及び防災工事が実行されない場合等における代執行権限の付与（第10条・第11条） 	<p><u>促進法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する基本的な指針を定める ・ 都道府県は、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する計画を定めることができる ・ 都道府県は、推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、技術的な指導等に努める ・ 国の防災工事等に対する財政措置、地方財政措置を明確化
法律の期限	<p><u>失効予定のない恒久法</u></p> <p>（施行後、5年を目途として検討を加え、必要な措置を講ずる）</p>	<p><u>一定の期間で失効する時限立法</u>（10年間）</p> <p>（施行後、5年を目途として検討を加え、必要な措置を講ずる）</p>